

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	1 18
	医療法	根拠条項	5 7 4	
認可等	医療法人の合併の認可			
(根拠規定)				
医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号)				
第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。				
2 財団たる医療法人は、寄附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。				
3 財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでない。				
4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。				
(審査基準)				
医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知)				
医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。)				
なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。				
(参考)				
医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日 発医第98号 各都道府県知事あて厚生事務次官通)				
第四 組織変更等に関する事項				
一 定款又は寄附行為及び合併の認可決定の基準については、設立の認可決定の場合に準ずること。特に事業の拡大又は附帯業務の経営により、医療内容の低下を来たすことのないよう注意せられたいこと。				
(その他)				